

平成24年2月10日

各 位

構内制限速度厳守について

路線バスの構内入構に伴い、ハンプを撤去したことから、構内制限速度を超えて走行する車両が見受けられます。構内道路は近隣小中学校の通学路としても利用されていることから、歩行者の安全確保及び事故防止のためにも構内制限速度「20km/h」を厳守するようお願いいたします。

交通対策に関する問い合わせ先：施設部施設企画課

総務・契約係（内線 3083）